

中小企業経営支援等対策費補助金（商業・サービス競争力強化連携支援事業）交付要綱

制 定	20150806財中第2号
一部改正	20160329財中第13号
一部改正	20160627財中第4号
一部改正	20170316財中第3号
一部改正	20180327財中第3号
一部改正	20190130財中第2号
一部改正	2020●●●●財中第●号

（通則）

第1条 商業・サービス競争力強化連携支援事業（以下「補助事業」という。）に対する中小企業経営支援等対策費補助金（商業・サービス競争力強化連携支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この補助金において「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「中小企業等経営強化法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- 2 この補助金において「小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に「小規模企業者」として規定する者をいう。
- 3 この補助金において「補助事業者」とは、第8条第1項に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。

（交付の目的）

第3条 補助金は、産学官で連携し、新しいサービスモデルの開発等に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

- 第4条 経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として経済産業局長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
- 2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書を交付申請書に記載する主たる事業所の所在地を所轄する経済産業局長に、その定める期日までに提出しなければならない。
- 2 交付申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 交付申請者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条第2項の規定に基づく実施契約締結の届出、第14条第1項の規定に基づく権利の承継の承諾の申請、第15条の規定に基づく事故の報告、第16条の規定に基づく状況報告、第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求、第20条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の額の確定に伴う報告又は第25条第3項の規定に基づく処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく交付決定、第11条第1項の規定に基づく承認、第12条第1項の規定に基づく承諾、第13条の規定に基づく指示、第16条の規定に基づく要求、第18条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第20条第3項及び第22条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第22条第2項の規定に基づく返還命令、第23条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく納付命令又は第24条第4項の規定に基づく納付命令（第25条第4項において準用する場合を含む。）又は第25条第3項の規定に基づく承認について、交付申請者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を補助金申請システムにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第8条 経済産業局長は、第5条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

- 2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 経済産業局長は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 経済産業局長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面をもって所轄の経済産業局長に申し出

なければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を所轄の経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 経済産業局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止等)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止若しくは廃止し、又は他に承継させようとするときは、あらかじめ、様式第4による申請書を所轄の経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者の責めに帰すべき事由がない場合は、この限りではない。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、所轄の経済産業局長に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるもの

とする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を経済産業局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 経済産業局長が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が経済産業局長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、経済産業局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が経済産業局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 経済産業局長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 経済産業局長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、経済産業局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、経済産業局長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による補助事業遅延等報告書を所轄の経済産業局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業を行う会計年度の9月30日又は交付決定の日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日（以下「遂行状況確認日」という。）までの補助事業の補助事業の遂行状況について、遂行状況確認日から30日以内に様式第6による補助事業遂行状況報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。ただし、遂行状況確認日までに補助事業を完了又は廃止した場合を除き、補助事業計画の実施期間が3月に満たない場合又は所轄の経済産業局長が補助事業の実施状況の報告を求めた場合はこの限りでない。

(実績報告)

- 第17条 補助事業者は、補助事業が完了（第12条第1項の規定による中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。
- 3 経済産業局長は、補助事業者がやむを得ない理由により第1項の実績報告書を提出できない場合は、期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、当該補助事業に係る収入がある場合には、当該収入を補助事業に要する経費及び補助対象経費から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第18条 経済産業局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。
- 2 経済産業局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第19条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による精算（概算）払請求書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかに経済産業局長に報告しなければならない。
- 2 経済産業局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定に伴う補助金の返還)

- 第21条 経済産業局長は、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第10により速やかに所轄の経済産業局長に報告しなければならない。
- 3 経済産業局長は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助事業に係る収入の額の確定に伴う補助金の返還)

- 第22条 補助事業者は、補助事業完了後に当該補助事業に係る収入が確定した場合には、様式第11により速やかに所轄の経済産業局長に報告しなければならない。
- 2 経済産業局長は、前項の報告があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第23条 経済産業局長は、第12条第1項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく経済産業局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 経済産業局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 経済産業局長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第8条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第24条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第17条第1項に定める実績報告書に様式第12による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
 - 4 経済産業局長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第25条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分

を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定めた補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13による申請書を所轄の経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第26条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（事業化状況等報告）

第27条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度（同一補助事業者による追加の補助事業が実施された場合には、当該追加補助事業の完了した日の属する会計年度）終了後の5会計年度分の事業化状況等を様式第14により所轄の経済産業局長に報告しなければならない。

- 2 前項の事業化状況等の報告は会計年度ごとに行い、当該会計年度終了後90日以内に行わなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（知的財産権に関する届出）

第28条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、様式第15による知的財産権届出書を所轄の経済産業局長に届け出なければならない。

（収益納付）

第29条 経済産業局長は、事業化状況等報告書により、補助事業者が当該補助事業の実施結果の事業化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。

（成果の発表）

第30条 経済産業局長は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第31条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則（２０１５０８０６財中第２号）

この要綱は、平成２７年８月１３日から施行し、平成２７年度予算にかかる補助事業から適用する。

附 則（２０１６０３２９財中第１３号）

この要綱は、平成２８年３月３１日から施行し、平成２８年度予算にかかる補助事業から適用する。

附 則（２０１６０６２７財中第４号）

- １．この要綱は、平成２８年７月１日から施行する。
- ２．この要綱による改正前の商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付（２０１５０８０６財中第２号）により交付決定された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（２０１７０３２７財中第３号）

この要綱は、平成２９年３月２７日から施行し、平成２９年度予算にかかる補助事業から適用する。

附 則（２０１８０３２７財中第３号）

この要綱は、平成３０年４月２日から施行し、平成３０年度予算にかかる補助事業から適用する。

附 則（２０１９０１３０財中第２号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度予算にかかる補助事業から適用する。

附 則（２０●●●●●●財中第●号）

この要綱は令和２年●月●日から施行し、令和２年度予算にかかる補助事業から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別 表

補 助 事 業		補助率	上限額
補助対象 経費の区分	内 容		
労務費	研究員費	・一般型 1 / 2 以内 ・IoT、AI、ブロックチェーン等先端技術活用型 2 / 3 以内	初年度：3,000万円以内 2年度目：初年度の補助金交付決定額以内
事業費	謝金、旅費・交通費、会議費、借損料、知的財産権関連経費、雑役務費、マーケティング調査費、備品・消耗品費、機械装置等費、外注費		
委託費	委託費		

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付申請書

商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱（番号。以下「交付要綱」という。）
第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に
関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び商業・サービス競争力強化連携支援事業費補
助金交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面（様式第1の別紙1、別紙2及び別紙3）を添付す
ること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担
方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 申請者の役員等名簿

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記す
ること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(注3) 直近の決算書類等、資産及び負債について確認できる書面を添付すること。

1. 事業計画名
2. 事業計画の概要 (100字程度)
3. 事業の具体的な内容等
<u>(1) 事業類型</u> <input type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> IoT、AI、ブロックチェーン等先端技術活用型 <input type="checkbox"/> 令和元年度からの継続事業
<u>(2) 事業の具体的な内容</u>
<u>(3) 事業化により期待される経済社会への波及効果</u>
<u>(4) 事業化見込み</u> ・ 事業化の時期 ・ 売上げ見込み
<u>(5) 事業の実施スケジュール</u> 【初年度】 【2年目】
4. 本事業で実施する研究開発の内容
<u>(1) 研究開発目標</u> ・ 開発対象の具体的な内容 (目標値等) ・ 目標設定の背景又は根拠
<u>(2) 目標達成のための課題及び解決方法</u>
<u>(3) 研究開発の実施スケジュール</u> 【初年度】 【2年目】
<u>(4) 研究開発の実施体制</u>

(様式第1の別紙2)

経費明細表

①経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	積算基礎
(労務費、事業費、委託費の区分毎に記載)	(当該事業を遂行するために必要な経費を記載)	(「補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費を記載)	(「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額を記載。「補助対象経費」に補助率を乗じた額が上限)	(必要に応じて内容が分かる書面を添付するなど詳細に記載)
合計				

②資金調達内訳

区分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計額		

③補助金相当額の手当方法

区分	補助金相当額(円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合計額		

④中小企業者(コア企業)における付加価値額及び給与支給総額に関する目標^{※1}(単位：円)

	直近期末 ^{※2} (〇年〇月期)	補助事業終了後1年目 ^{※3} (〇年〇月期)	補助事業終了後2年目 (〇年〇月期)	補助事業終了後3年目 (〇年〇月期)	補助事業終了後4年目 (〇年〇月期)	補助事業終了後5年目 (〇年〇月期)
①付加価値額 ^{※4}						
伸び率(%) ^{※5}						
②給与支給総額						
伸び率(%) ^{※5}						

※1 補助事業以外にも含めた主たる中小企業者(コア企業)における法人全体の数字を記入すること。

※2 「直近期末」とは補助事業実施の前年度期末決算(実績又は見込み)をいう。

※3 「補助事業終了後」1年目とは、補助事業の実施した年度の翌年度の期末決算(見込み)をいう。

※4 付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費

※5 伸び率は、直近期末を基準に計算すること(前年同期比ではない)。^[Wユ1]

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

経済産業局長 名

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のありました 年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付け第 号で申請のありました 年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱（番号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
 - (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

(様式第3)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金計画変更承認申請書

商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響

(注) 経費の配分に変更が生じる場合は、別紙を添付すること。

(様式第3の別紙)

補助事業変更明細書

(単位：円)

経費 区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計							

(様式第4-1)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)
承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助事業を下記の理由により中止(廃止)したいので、商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 中止(廃止)する補助事業名
2. 理由
3. 中止の期間(廃止の時期)

(様式第4-2)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金に係る補助事業の承継承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助事業を下記のとおり承継させたいので、商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 承継する補助事業名
2. 承継の内容
3. 承継者の氏名及び住所
4. 承継に伴い事業実施体制、内容等に変更した事項
5. 承継の理由

<添付書類>

- (1) 承継に関する当事者の契約書の写し
- (2) 承継者の経歴及び状況を示す事業概要書
- (3) 承継者の誓約書(別紙)

(様式第4-2の別紙)(承継者の誓約書)

誓約書

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

承継者住所(郵便番号、本社所在地)

承継者氏名(名称並びに代表者の役職及び氏名) 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった 年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付に係る補助事業の承継に関し、(氏名)が国に対して有する一切の権利義務を当該補助事業の承認のあった日において承継するとともに、当該補助事業を責任をもって続行し、その事業成果の活用に努めることを誓約します。

補助事業名：

(注) 氏名には、承継させる者の氏名(名称及び代表者の氏名)を記入すること。

(様式第5)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金に係る補助事業遅延等
報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれること又は補助事業の遂行が困難になつたことに伴い、補助事業が遅延することとなつた経緯及び今後の事業遂行にかかる見通しについて、商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の進捗状況
3. 同上に要した経費
4. 補助事業遅滞等の内容及び原因
5. 補助事業遅滞等に対する措置
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

(注1) 補助事業遅滞等の理由を立証する書類を添付すること。

(注2) 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となつた事業を記入すること。

(様式第6)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況
報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助事業の遂行状況に
ついて、商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記
のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況 (※準備進捗状況等の具体的内容を記載)
3. 補助対象経費の使用状況

(様式第7)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助事業を 年 月 日付けで完了(中止・廃止)しましたので、商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、別紙のとおりその実績を報告します。

(注1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(注2) 当該年度に財産を取得しているときは、商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第24条第3項の規定に基づき、様式第12による取得財産等管理明細書を添付すること。

(様式第7の別紙1)

事業報告書

1. 補助事業者の企業概要について

名 称

代表者名及び役職名

住 所

2. 事業期間について

開始 年 月 日

終了 年 月 日

3. 事業の実施状況について

① 実施テーマ

② 事業の具体的な取組内容

③ 事業成果（概要）

4. 連携体構築による企業間等の取決め・契約等について（新たに設けた場合に記載すること。）

① 契約等締結日

② 名称

③ 内容

※連携体内で取り決めた内部規程等については、規程等ごとに記載すること。

また、連携体内で取り決めた内部規程等（工程管理表・秘密保持契約等）の写しを添付すること。

(様式第7の別紙2)

収支決算表

(1) 収入

(単位：円)

項目	金額
自己資金 補助金の額	
合計	

(2) 支出

(イ) 総括表

(単位：円)

経費 区分	補助事業に 要した経費		補助対象経費				補助金の額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付 決定額	実績額
合計								

(注) 補助金の額の実績額は、補助対象経費の経費区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と交付決定額（流用がある場合は流用後の額）のいずれか低い額とする。

(ロ) 経費の内訳（各経費の配分ごとの実績内訳を記載）

(様式第8-1)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助事業について、商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金概算払請求額 円

内訳	補助金交付決定額	円
	概算払受領済額	円
	今回請求額	円
	残額	円

(様式第8-2)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助金について、商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金精算払請求額 円

内訳	補助金交付確定額	円
	概算払受領済額	円
	今回請求額	円

(様式第9)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金消費税額及び地方消費税
額の確定に伴う報告書

商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第18条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額（A） | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（B） | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（（B）－（A）） | 円 |

（注1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（注2）課税事業者の場合であっても、単純に補助金10パーセント相当額が消費税及び地方消費
税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

(様式第10)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金に係る海外付加価値税還付報告書

商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 補助金額（経済産業局長が確定通知書により通知した確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。

(様式第11)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金収入の額の確定に伴う報告書

商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 補助金額 (経済産業局長が確定通知書により通知した確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における収入の額 | 円 |
| 3. 補助事業に係る収入の額の確定に伴う収入の額 | 円 |
| 4. 補助事業に係る収入の額の確定に伴う補助金の額 | 円 |
| 5. 補助金返還相当額 (1. - 4.) | 円 |

(注) 別紙として様式第7の別紙2を添付すること。

(様式第12)

取得財産等管理台帳
取得財産等管理明細表 (年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第25条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第25条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第13)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

財産処分承認申請書

商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 処分の内容

①処分する財産名等 (別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容 (有償・無償の別も記載のこと。) 及び処分予定日
処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等)

3. 処分理由

(様式第14)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金に係る事業化状況等報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、年度の事業化状況等について、商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- 1. 補助事業の実施結果の事業化 有 無
- 2. 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定 有 無
- 3. その他の補助事業の実施結果の他への供与 有 無

(単位：円)

計画名	補助金 確定額 (A)	補助事業 に係る本 年度の総 収入額 (B)	補助事業 に係る本 年度収益 額 (C)	控 除 額 (D)	本年度ま での補助 事業に係 る支出額 (E)	基 準 納 付 額 (F)	前年度までの 補助事業に係 る国への累積 納付額 (G)	本年度 納付額 (H)

4. 中小企業者（コア企業）における付加価値額及び給与支給総額に関する実績（単位：円）

	直近期末 (〇年〇月期)	補助事業終 了後1年目 (〇年〇月期)	補助事業終 了後2年目 (〇年〇月期)	補助事業終 了後3年目 (〇年〇月期)	補助事業終 了後4年目 (〇年〇月期)	補助事業終 了後5年目 (〇年〇月期)
①付加価値額						
伸び率 (%)						
②給与支給総額						
伸び率 (%)						

(記載注意事項)

1. 「補助金確定額：(A)」とは、補助金確定額をいう。
2. 「補助事業に係る本年度の総収入額」とは、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額をいう。
3. 「補助事業に係る本年度収益額：(B)」とは、2.「補助事業に係る本年度の総収入額」から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
なお、収益があがっていない場合においては、マイナス値で記載すること。また、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないこと。
4. 「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額(補助事業に要した経費－補助金確定額)をいう。
なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額(自己負担額－前年度までの収益累積額)をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。
5. 「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。
6. 「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「補助金確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいう。
($E = (B - C) A / D$)
7. 「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
8. 「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超える場合には、「補助金確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。(A > E + FならばG = E、A ≤ E + FならばG = A - F)
(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。
9. 「中小企業者(コア企業)における付加価値額及び給与支給総額に関する実績」は、補助事業以外も含めた主たる中小企業者(コア企業)における法人全体の数字を記入すること。
10. 「直近期末」とは、補助事業実施の前年度期末決算(実績)をいう。
11. 「補助事業終了後1年目」とは、補助事業の実施した年度の翌年度の期末決算(実績又は見込み)をいう。
12. 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
13. 「伸び率」は、直近期末を基準に計算すること(前年同期比ではない)。

(様式第15)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

年度商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金知的財産権届出書

商業・サービス競争力強化連携支援事業費補助金交付要綱第28条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 種類（出願番号及び知的財産権の種類）
3. 内容
4. 相手先及び条件（譲渡又は実施権を設定した場合）